

Title	フランス銀行の国有化と信用統制(慶應義塾創立100年記念)
Sub Title	On the Nationalization of the Bank of France
Author	吉田, 啓一(Yoshida, Keiichi)
Publisher	
Publication year	1958
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.1, No.5 (1958. 12) ,p.29- 43
JaLC DOI	
Abstract	This paper is discussed on the process of the nationalization of the Bank of France and the four big deposit banks and also on the method of credit control. It was in 1936 under the government of "Front populaire" that the Bank of France started its first step to the nationalization. Since then, some attempt of reorganization was made during the World War II, but towards the end of 1945 after the "liberation", the radical reconstruction was carried out to the effect that the Bank of France was completely nationalization with other four big banks. The nationalization of the Bank of France is not entirely caused by the economic reason, but seems to be due to the social and political reason. This is clearly understood from the process of it. In this point we can say the nature of the nationalization is a little different from that of the Bank of England. The fundamental idea was to get rid of dominion upon the Bank of France by a few people and also upon the French politics and economy itself by the minority. In other words we might call it the socialization based on the socialism. Therefore the system of the control of the financial policy came to be adjusted and strengthened with the realization of the nationalization of the Bank of France. The aim of this treatise is to make clear the manifold situations which stimulated the nationalization of the Bank of France, especially its social and political back-ground, investigating the process of it.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19581231-04043429">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19581231-04043429</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# フランス銀行の国有化と信用統制

吉 田 啓

フランスの中央銀行であるフランス銀行 (Banque de France) が国有化されたのは、一九四六年一月一日からであった。すなわち前年十二月二日議會を通過した「フランス銀行及び大銀行の国有化ならびに信用組織に関する法律」(Loi de Décembre 2, 1954 relative à la nationalisation de la Banque de France et des

grands banques et à l'organisation de crédit) に基いて行われたものである。あたかもイギリスに於てイングランド銀行の国有化された(一九四六年二月)のとほとんど時を同じくしているもので、両者は同じ動機に基くものと考えられるが、イギリスに於けるイングランド銀行及び主要産業の国有化と、フランスに於けるフランス銀行及び四大銀行の国有化並びに主要産業の国有化とは、その経済的もしくは社会的動機に於てかなり相違するものがあつた。イギリスの場合は、中央銀行及び主要産業の国有化も資本主義の基盤

に立ち、その修正を目的とするものであつた。換言すれば資本主義の長所を保存しつつ、その弊害の是正を国家的活動のうち求めたものと見ることが出来る。イギリスにとって最も重要な産業の一つである製鉄部門を、その生産性保持の故に民営として残した如きは、同国の産業国有化の性格をよく示すものである。

これに反してフランスに於ける銀行及び主要産業の国有化は、伝統的な社会主義的イデオロギイが、時を得て実現したものと見ることが出来る。その歴史的な事情については後に幾分詳しく説明するが、この国有化法の通過した当時(一九四五年十二月)、事実上政権を握っていたものは「共産党」「社会党」及び「人民共和運動派(M. R. P.)」の三派であつて、「共産党」の主導により、他の二派がこれを支持することによつて実現したのであつた。要するに彼等が求めたところは、戦前に於てあらゆる産業を、従つてフランスそのものを支配し、戦時中はドイツ占領軍との協力を惜しまなかつた金融資本家から、その支配権を取り上げ、これを人民の手中に確保

しようとするものであった。ただ中産階級を代表するものと考えられている「M・R・P」(Mouvement Républicain Populaire)が、「共産党」及び「社会党」と行動を共にしたことは、一見不思議に感じられるが、戦時中に最も悲惨な境遇におかれたのは彼等、特に中小商工業者であり、共産主義者は対独レジスタンスを通じて彼等には極めて信頼すべき愛国者と思えたからであろう。従って間もなく彼等は「共産党」の急激な前進について行くことができなくなった。「共産党」及び「社会党」は主要銀行のみならず、あらゆる産業部門に互って社会化の実現を企図したのであったが、実際にはフランス銀行及び四大銀行の国有化の他には、若干の産業を国有化しただけで終った。これは結局フランスの農民と中小企業者の保守主義によるものであって、これ以上の産業社会化の前進には、「M・R・P」はむしろブレーキとなったのであった。

フランス銀行の国有化については、既に戦前からその素地が作られていたといえるのである。元来フランス銀行は、イングランド銀行(一六九四年創立)よりも遙に遅く、一八〇〇年にナポレオンによって創設されたもので、機構的な後進性は認められるが、しかも歐洲に於て最もイングランド銀行に類似する組織を有していた。従ってその基礎が鞏固になり、集中化されるにつれて、フランスに於ける金融的支配権もますます増大するにいたつたのである。それ故に早くから社会主義者や改良主義者は、鉄道業、保険業、製糖業、石油工業等とともに、フランス銀行その他の大銀行の国有化を主張

していたのである。

しかしながらフランス銀行が、いわゆる少数金融資本家の支配から離れ、政府機関たる性格を持つようになった重大な改組の行われたのは、一九三六年のことであった。すなわち「社会党」のレオン・ブルム(Léon Blum)を主班とするいわゆる人民戦線政府(Front Populaire)の手によって初めて実行されたのである。

これより先、一九三四、五年の頃のフランスは、政治的にも経済的にも物情騒然たるものがあつた。スタヴイスキ事件以来、既成政治家の墮落が相次いで暴露し、国民大衆の憤激をかうとともに、国家改造の必要が漸く痛感されるようになった。この国民的な感情を背景として「クロワ・ド・フウ」(Croix de feu)「アクション・フランセーズ」(l'Action Française)等の極右団体が抬頭し、政治的肅正と国家改造を叫んでしばしば騒擾事件を起していた。あたかもドイツ及びイタリアに於ては、ファシズム勢力が急速に増大しつたあつた時であり、フランスに於ても將に右翼革命の前夜の如き觀を示したのであつた。

この右翼攻勢に対して、左翼諸派の共同防衛陣として結成されたのが人民戦線である。すなわち一九三五年七月、「共産党」「社会党」から「社会急進党」左派までを糾合し、あらゆる手段を以て極右勢力に対抗するとともに、特に翌一九三六年の春の総選挙に於ける勝利を期したのであつた。

当時のフランスは経済的にもまた甚だしい混乱期にあつた。世界

経済恐慌の波及の比較的遅かったフランスも、一九三四年頃から不況は次第に深刻な様相を呈し、一九三五年には物価も貿易額も最低水準に陥り、手当を受ける完全失業者は前年の三五万から五一万に急増した。一九三〇年にフランスに於て支払われた貸銀総額は一、二二〇億フランであったが、一九三五年には僅か八七〇億フランにまで低下したのである。<sup>(2)</sup>これは確かに経済問題を超越するものであり、社会不安を招来するに充分なものであった。苦境にあえぐ国民大衆は、これを以て一九三二年以来政府のとり来った緊縮政策、低物価政策の結果であると考え、政府にこのような政策を採らせたいものとしてのフランス銀行と、これを支配する「二百家族」の金融資本家に向って深い呪の目を集注したのであった。人民戦線は当然この事実を重大視し、一九三六年一月に発表された「人民戦線綱領」のうちの経済的要求の項には、経済的寡頭政治からの解放のためのフランス銀行の国有化、フランス銀行理事会の廃止、フランス銀行株の公債転換等が明示され、<sup>(3)</sup>間もなく行わるべき総選挙の公約としてこれを掲げたのであった。

一九三六年五月に行われた総選挙の結果、意外にも人民戦線派は空前の大勝利を獲得した（総議席六一八のうち人民戦線派三七八）。そこで「社会党」のレオン・ブルムを主班とし、オリオール（Vignent Auriole）を蔵相とするいわゆる人民戦線政府が成立したのである。これはフランスの社会主義者が政権を握った最初のことである。「共産党」は入閣こそしなかったが閣外から全面的支持をする

フランス銀行の国有化と信用統制

ことになった。ブルム内閣が成立すると、人民戦線綱領の即時実行を要求して未曾有の大ストライキが勃発した。政府はこの嵐の中に於て四十時間労働制、軍事産業の国有化、団体協約制、小麦統制局の設置等を相次いで実行するとともにフランス銀行に対する劃期的な改組を断行したのである。

註(1) 東京銀行協会調査部「英・仏・蘇に於ける銀行国有制度」

PP. 73-34.

(2) George Peel "The economic policy of France"

P. 54.

(3) 吉田啓一「近代フランス社会運動史」P. 316.

## 二

一九三六年の改組以前のフランス銀行の組織について見ると、総裁(Gouverneur)及び二名の副総裁は共和国大統領によって任命され、十五名の理事(Régent)及び三名の監査役(Conseurs)は株主総会によって選任される。総裁、副総裁及び十五名の理事は理事会(Conseil du régence)を構成し、これがフランス銀行の運営に当るものとされていた。しかし株主総会は、所有株式数の多い者から順に二〇〇名の大株主だけに票決権が与えられ、総資本の七五%を有する群小株主は全く発言権を持たぬものとされていた。フランス銀行を支配し、ひいてはフランスそのものを支配するものは二

〇〇名の金融資本家であるとして非難されて来たのはこの故である。また大統領によって任命される総裁も一〇〇株以上の株主でなければならなかったが、多くの場合それだけの資力を有していなかったから、大株主から融通を受けなければならなかった。これがまた大株主に対する弱点となり、しばしば大株主の私的企業に対する特別融資やその発言権の増大を許すことになったのである。<sup>(1)</sup>

一九三六年七月二四日の法律によって、これが次のように改正された。すなわち株主総会の構成は大株主二〇〇名ではなく、フランスの国籍を有する全株主に出席権が認められ、出席株主は所有株数の多少にかかわらずすべて一票の票決権が与えられた。また従来の理事会は理事総会 (Conseil Général) となり、総裁、二名の副総裁及び二〇名の理事によって構成される。この二〇名の理事のうち株主総会によって選任されるものは僅か二名で、他の一八名のうち半数は社会経済的利益を代表する者、半数は国家及び国家的諸団体の利益を代表する者と定められた。すなわち前者のうち三名は経済審議会、貯蓄組合連合会、銀行職員からそれぞれ選出され、六名は消費組合連合会、商工会議所連合会、労働総同盟 (C・G・T)、中小企業者連合会、農業会議所連合会の推薦に基づき、大蔵大臣の任命するものであった。また後者のうち三名は政府の任意選任であり、他は上院財政委員長、国庫局長、不動産銀行総裁、復興金融公社総裁、預金供託金庫理事長、農業信用金庫理事長がそれぞれ職権によって就任するものとされた。理事の任期は三年で再選は許されず、

毎年三分の一ずつ更新される。総裁は株主たるべき義務を免除され、退任後三年間は私企業に関係することを禁じられるが、その間俸給は支払われる。これによって総裁の身分は一応保障され、私的利益に左右されることも著しく少なくなった。また理事総会の外に、総裁、二名の副総裁、及び四名の理事(このうち一名は蔵相の任命)を以て常任理事会を作り、日常業務の運営に当ることもできるようになった。<sup>(2)</sup>

以上の如き重大な改組によって、フランス銀行は事実上国有に近きものとなった。金融寡頭政治の排除という年来の要求は一応達せられたが、四万二千の全株主は僅かに二名の理事を選任しうるだけとなり、それだけに国家財政に対する独立性は著しく失われた。フランス銀行からの政府の借上金は一層合理的に、且つ容易となり、また三ヵ月以内の大蔵省証券は何時でもフランス銀行に於て再割引できることとなったために、政府は一般金融市場から間接的に借入れることも容易になったのである。かくのごとくこの改組は、フランス銀行国有化への前進であって、重大な政治的意義を持つものであったが、年々巨額の歳入不足に悩まされている政府が、フランス銀行を支配することによって、銀行券の濫発に陥り、再びフラン貨の価値下落を引起しはせぬかという不信は、改組当時から既に一部の者の間に存したのである。

レオン・ブルムの人民戦線内閣は約一年間続いた。この間に政府の強行した経済政策は従来のデフレーション政策を放棄し、購買力

増強による経済的復興を目的とするものであった。しかしこの一連の経済政策は、むしろ経済的混乱を招来しただけであった。先ず物価の著しい騰貴が起り、この一年間に生活費は三〇%増加したといわれている。相次ぐストライキと政府の反資本主義政策のために産業は萎縮し、フラン貨の価値下落はまた激しい投機的な海外逃避を惹起した。このことはフランス銀行の金保有高にも反映し、一九三五年の初めに八〇億フラン以上であったものが、一九三六年九月には五四億フラン、一九三七年六月には四八億フランにまで減少したのである。また国家予算の不均衡もますます増加し、一九三七年一月には七五億フランをフランス銀行から借入れたばかりでなく、二月にはイギリス銀行団から四、〇〇〇万ポンド(四二億フラン)を借入れ、三月には八〇億フランの公債発行を余儀なくされた。<sup>(3)</sup>一九三六年九月に行った二五%の平価切下げも、その程度の不足と時期の遅れたことのために効果を現わさず、一九三七年六月には正に恐慌状態を呈した。この「六月恐慌」の真最中にレオン・ブルム内閣は総辞職したのである。その後政権の中心は次第に「社会党」から右に移り、人民戦線政策の「休止」は「撤回」へと変っていった。一九三八年に入ると、欧州の政情不安を反映して、フランスもまた軍備の拡充に専心するに至った。その結果軍需産業を中心とする一種のブームを迎え、フラン貨の安定と逃避資本の還流、金利の低落、失業者の減少という経済的回復の顕著な兆候を現わしたのであった。

フランス銀行の国有化と信用統制

註(1) 大月高「欧米諸国の金融制度」(下) P. 117, P. 118.

(2) J.S.G. Wilson "French Banking Structure and

Credit Policy" P. 181, P. 182.

(3) George Peel "The economic policy of France"

P. 57, Pp. 61-71.

### 三

第二次世界大戦の勃発(一九三九年九月)頭初からその渦中に巻き込まれたフランスは、翌一九四〇年六月に至って全面的な対独降伏を余儀なくされた。それから一九四四年八月のフランス解放の実現されるまでは、ドイツ軍の占領下に置かれ、対独協力を承認するいわゆるヴィシー政府によって、わずかにその命脈を保つに過ぎなかった。しかしこのヴィシー政府によって初めて銀行業に対する規制が行われたことは注目すべきである。

先ず一九四〇年八月、大蔵大臣によって臨時銀行委員会(Comité provisoires des banques)が設けられた。この委員会によって審議作成されたものが、一九四一年六月一三日及び一四日の銀行法となつて公布されたのである。<sup>(1)</sup>新銀行法の主旨は、金融業者に対する一般的な監督と銀行組織の整備という点にあった。すなわち銀行業に対する指導、監督についてはそれぞれ独立した次の如き三つの団体を設けたのである。(一)常設銀行編成委員会(Comité permanent d'organisation professionnelle des banques entreprises et

établissements financiers) これは前記の臨時銀行委員会の後身ともいふべきもので、委員は銀行業者代表六名と拒否権を持つ政府代表一名より成る。その主たる職務は銀行技術の一般的統制ならびに形式的な組織の改良、個々の銀行の個別的活動の制限等であった。

(二) 銀行監督委員会 (Commission de Contrôle des banques) これはフランス銀行総裁(委員長)、大蔵省国庫局長、常設銀行編成委員会委員長の三名によって構成されるもので、その主たる目的は一九四一年六月の銀行法及び常設銀行編成委員会の決定に基いて銀行を監督、督励するものであった。しかし各銀行より提出させる資産・負債に関する報告書に基いて種々な指示助言を与え、これによって間接的には信用統制までできる強力な権限を有していた。(三) 銀行協会 (l'Association professionnelle des Banques) これは古くから存在していた「パリ及び地方銀行業者組合同盟」(Union syndicale des Banquiers de Paris et de la Province) なる同業者の利益団体を改組したもので、一九四一年の法律によって法的根拠を与え、すべての銀行を参加させて公共的性格をもつものとしたのである。

これらの団体は一応独立的な存在ではあったが、その反面にそれぞれ緊密な関連を有していた。例えば常設銀行編成委員会が発する一般的な指令は、事前に銀行協会の承認を得なければならず、承認が得られない場合には大蔵大臣の承認を必要とした。また常設銀行編成委員会が特定の銀行に対して行う個別的な指令については、銀

行協会がこれを拒否することもできるし、また個々の銀行はこの指令について異議ある場合は、銀行協会に訴願することもできたのである。

また一九四一年の法律は金融業者を定義づけ、公衆の資金を預金その他の方法で受託運用する銀行業 (Banques) と、公衆から預金の受入れをせずに授信業務または為替業務を行う金融業者 (Établissements financiers) とに区別し、それぞれ強制加入の団体(銀行業者の場合は銀行協会)を作らせたのである。これはヴィシー政府が一九四〇年以来各産業部門についてなしたのと同様に、同業者の団体を作らせ、これによって自主的な統制を行わせようとする試みであった。従ってこの銀行統制に関する規定は最初からあまり厳格なものではなかった。それは各銀行が活動の自由を制限されることを嫌って気乗り薄であったことと、これに基いてドイツ占領軍が<sup>(註)</sup>そう広汎な統制を加えることを慮れたためであるといわれている。それにも拘らず一九四一年の銀行法は、戦後の銀行国有と信用統制への第一段階をなしている。たとえば前記三委員会も、一九四五年度のいわゆる銀行国有化法によって改組強化はされたが、それぞれ信用統制の重要な機関として今日もなお残されているのである。

註(一) G. N. Spentsas "Organisation et contrôle du crédit bancaire en France" P. 25.

(二) J. S. G. Wilson "French Banking Structure and

## 四

ドイツ軍の敗退によっていわゆるフランスの解放が実現したのは一九四四年八月である。九月にはフランス解放軍の総率ド・ゴール將軍を首班とする臨時政府がパリに組織されたが、この時初めて二名の共産黨員が入閣したのであった。翌一九四五年一〇月には憲法制定議會のための総選挙が行われた。これは一九三六年以来初めての総選挙であったが、その結果、戦時中対独レジスタンスの中心となつてフランス国民の信頼を得ていた「共産党」が、前回の二倍以上の一五二の議席を得て第一党となり、「社会党」は一一一議席で第三党、選挙前に新に組織された「人民共和運動派」(M・R・P)は一三九名を議會に送ることになつて第二党となつた。M・R・Pは大体に於てカトリック的中産階級を代表するもので、ド・ゴール支持派と見られていた。その結果翌一一月ド・ゴールが憲法議會の指名によつて首相となり、前記三党の連立内閣が成立したのである。これより先、フランス解放が近きにあると見られた一九四四年三月、レジスタンス全国評議會 (Conseil National de la Résistance) がパリに開かれ、解放後のための新綱領を決定していた。これは旧秩序を一掃することを要求し、政治的社会的障壁は国家活動によつて改善することを期待するものであった。具体的には主要銀行をはじめ基礎産業の国有国营が決定されていたのである。<sup>(1)</sup>

フランス銀行の国有化と信用統制

ド・ゴール新政府もこの綱領に沿つて、仮政府時代から「国有化審議會」を設け、各種産業の国有化を研究していたが、一一月組閣と同時にその実行にとりかかった。かくて一二月二日に「フランス銀行及び大銀行の国有化ならびに信用組織に関する法律」が議會を通過し、一月一日を以て実施されることとなつたのである。もちろんこの国有化については反対論も少なくなかつた。第一は中央銀行が政府機関となることによつて、貨幣価値の維持が困難になりはしないかという心配である。過去に於て多くの苦い経験を持つフランス人にとつて、フラン貨の変動は最大の関心事であるが、直接政府につながる機関が一そう公共的な利益のために、政府の要請を退けてまで貨幣価値の維持に専心し得るか否かを恐れたのである。第二には種々な行政上の規律にしばられて、融通性を欠き、且つ信用の持つ私的性格を失うであろうという疑いであつた。更に一般的には政權につく党派によつて中央銀行の政策が急激に左右されはしないかということであつた。これに対して国有化賛成の意見は、経済的理由よりもむしろ政治的、社会的理由に基づくところが多く、銀行の社会化によつて戦前の如き少数金融資本家の支配を排除し、信用及び投資の一元的統制に重点を置いたのであつた。当時の政治的、社会的情勢からすれば、このような見解の強く現われたのは当然であつて、これがまたフランスに於ける国有化の性格の特徴をなしているのである。<sup>(2)</sup>

一九四五年の国有法によつてフランス銀行の全株式(一八万二五



〇〇株、一株額面一、〇〇〇フラン)は国家の所有に移され、旧株主に対しては確定利付、記名式流通政府証券が交付されることになった。その補償価格は同行株式の清算価格に等しいものとされた。但しその額は一九四四年九月一日から一九四五年八月三十一日に至る期間の取引所相場の平均を超えることを得ず、また一九四五年九月一日から清算価格決定の日に至る期間の取引所に於ける実際購入価格を超えることを得ずと定められた。償還条件その他の細目については後日大蔵大臣の命令によって定めるが、償還期限は五〇年以内、利子は年三%以内とされた。<sup>(3)</sup>これは旧株主にとって甚だ不利な条件であったが、一九四六年の法律によって幾分緩和され、実際に旧株主に交付された政府証券(国債)は、一株につき二万八、〇〇〇フラン、償還期限二〇ヵ年のものであった。

フランス銀行役員については、大体一九三六年に定められたもの(一九四〇年一月及び一九四四年十二月に若干の修正はあったが)と同様であるが、株主中より選任される理事は当然消滅した。すなわち総裁、二名の副総裁は大統領によって任免され、総裁はフランス銀行を代表し、人事を決定する。あらゆる審議決定は総裁の承認によってのみ有効となる。理事総会(Conseil général)は総裁、二名の副総裁、二名の監督役、一二名の理事によって構成され、フランス銀行の政策決定機関とされた。一二名の理事中七名は経済界を代表するもので、関係各大臣の推薦に基づき大蔵大臣によって任命される。四名は不動産銀行(Credit Foncier de France)総裁

復興金融公社(Credit National pour faciliter la réparation de Dammages Causés par la Guerre) 総裁 預金供託金庫(Caisse de Dépôts et Consignations) 理事長 農業信用金庫(Caiss National de Crédit Agricole) 理事長<sup>(4)</sup> 以上はこれはいずれも政府金融機関の代表として職權上理事に就任する。また他の一名はフランス銀行行員中より選出されるものである。<sup>(4)</sup>

註(1) René Hostache “Le Conseil National de la Résistance.” P. 462.

(2) Branko Lazitch “Les partis Communistes

D'Europe 1919—1955” P.190.

(3) 東京銀行協会調査部「英・仏・蘇に於ける銀行国有制度」P. 114. 「フランス銀行国有法」第一—三条。

(4) J. S. G. Wilson “French Banking structure and Credit Policy” P. 285.

## 五

フランス銀行の国有化と同時に、同じ一九四五年十二月の法律に基いて、次の四大預金銀行(いわゆるフランス六大銀行中の四行)も国有化された。

(一) リヨン銀行 (Crédit Lyonnais)

(二) 商工業助成銀行(ソシエテ・シネラル Sociéte Générale pour

Favoriser le Développement du Commerce et de l'Industrie en France)

(三) パリ割引銀行 (Comptoir National d'Escompte de Paris)

(四) 全国商工銀行 (Banque National pour Commerce et Industrie)

これら四大銀行は全国的に支店網を有する最も有力な銀行であった。これを国有化する理由としては、国民預金の保護と、過多の支店及び高級役員の整理による経費の節約、銀行間及び中央銀行との協調、社会的見地よりする金融政策の一致等が挙げられたが、その背後には、フランス銀行に対したのと同様に、銀行業を社会化することによって少数金融資本家の支配を排除しようとする社会主義思想があった。これらの銀行の国有化を最も強く主張したのが「共産党」であったことを見ても明かであろう。

国有化とともにこれらの銀行の株式は全部国家に引渡され、旧株主には配当付預り証(受益証券)が交付された。受益証券所有者は毎年理事会によって決定される金額を受取るのであるが、その金額は一九四四年の配当額以下には降らぬものとされた。また国家はこれらの受益証券を一九四七年一月から毎月五〇分の一ずつ買戻し、その価格は一九四四年九月一日から一〇月三十一日までの期間に於けるパリ取引所相場の平均額と定められた。

これらの国有化銀行は、本来民間の普通銀行としての業務を行って今日に至ったのであるから、国有化されても特に定められた事項

フランス銀行の国有化と信用統制

以外は今後も株式会社法の規定に従い、第三者との関係については商法が適用されるものと定められた。またこれらの四大銀行は国有化されても単一銀行に合同されたのではない。将来そのような一大国营銀行に合同される可能性はないわけではないが、現在ではそれぞれ国有化された四銀行が存在するのである。<sup>(1)</sup>

国有化銀行の役員及び組織について見ると、総裁 (President) — 総支配人 (Directeur général) を置く場合にも同様 — は理事会によって選任され、大蔵大臣の承認を得て指名される。理事会は一二名の理事によって構成されるが、そのうち四名は代表的農工、商の団体によって推薦された者のうちから大蔵大臣に指名され、四名は一定の条件に基いて代表的な労働団体が指名する。(そのうちに二名は当該銀行の従業員であることを要する。)他の四名はフランス銀行、政府金融機関の代表及び銀行業務の専門家のうちから大蔵大臣が指名する。任期は四年で毎年四分の一ずつ更新される。理事会は銀行の運営に当るのであるが、従来の株主総会の権限は後に述べる銀行統制委員会によって行使されるものとされた。また監査機関たる監査役のうち一名は従業員組合から選出され、他は大蔵大臣の指名である。<sup>(2)</sup>

註(1) G. N. Spentzas "Organisation et Contrôle du crédit bancaire en France" P.35

(2) 「フランス銀行国有化法」第七一〇条。

一九四五年一二月の法律は、その名称が示している如く、フランス銀行及び主要銀行の国有化だけを目的としたのではなく、信用統制ならびにこれを容易ならしめるための銀行制度の整備をも主要な目的としていたのである。既に一九四一年の法律によって銀行(Banques)と金融業者(Etablissements financiers)との区別は明確にされ、それぞれ別個の統制の対象とされていたが、今回は銀行を更に分類し、(一)預金銀行、(二)事業銀行、(三)長中期信用銀行の三種とした。すべての銀行はこのいずれに属すかをみずから決定して、銀行監督委員会に登録しなければならぬことになった。元来フランスに於ては、銀行業の分化はかなり高度に進んでいたから、このような法律的分類も比較的容易に実行することが可能であったのである。

預金銀行(Banques de dépôt)は、法律的には「公衆から要求払預金または二カ年以内の定期預金を受入れる銀行」と定められ、預金の短期性格と商業金融に専門化されていることが特徴である。もちろんこの種の銀行が、資本総額からいっても、店舗数からみても絶対多数を占めていた。フランスのいわゆる六大銀行もこれに属するものであったが、そのうちの全国的規模を持つ四大銀行は、前記の如く一九四六年一月一日付を以て国有化された。他の二大銀行のうちフランス商業銀行(Crédit Commercial de France)は、

その営業地域が主としてパリ周辺に限られ、必ずしも全国的ではないという理由で、また商工銀行(Crédit Industriel et Commercial)は、地域的銀行の親銀行たる性格が強かったために、それぞれ民有のままに残されたのであった。国有化された四大銀行を除けば、一般に預金銀行に対する統制は比較的弱いものである。ただ預金銀行が特定企業の株式を保有する場合には、原則としてその相手企業の資本の一〇%以下、銀行の自己資本の七五%以下と定められているが、これを超える場合には国家信用会議の認可を要するものとされた。また業務上については流動性資産と短期債務との関係比率が銀行監督委員会によって定められ、比率の変動に関して委員会の監督指示を受けることになった。

事業銀行(Banques d'affaire)これもフランスに於ては既けから専門化されていたものであるが、これが一九四五年の法律によって明確にされ、別個の統制対象となったのである。その受信業務の面は自己資本、または二カ年以上の定期預金もしくは通知預金に依らねばならぬとされ、授信業務は「現存または形成中の企業の株式を取得もしくは管理し、またこれにより便宜を受ける公的、私的企業に対し、期限に定めなく貸付を行うもの」とされた。すなわち企業に対する起業資金を提供することを主たる業務とするもので、戦後の経済復興のためには国家の資金配分計画の線に添うことが要求され、従って国家による統制も比較的高度のものである。すなわち事業銀行のうち資産五億フラン(後に二〇億フランに改められた)

以上のものに対しては、それぞれ政府任命の監督官一名と、これを補佐する三名の委員（代表的な商工業団体、労働団体、公共もしくは半公共的金融機関を代表する者のうちから政府によって任命される）が設けられ、これによって監督されることになった。すなわち監督官は銀行の理事会、株主総会等に出席し、帳簿、書類の閲覧を要求することができる。また監督官は銀行の理事会、株主総会の決定が国家の利益に反すると考える場合には拒否権を行使することができるとともに、公共的利益と考えられる事項、あるいは国家信用会議の要望事項については、銀行の理事会に提案することも出来るのである。

長中期信用銀行 (Banques de Crédit à long et moyen terme) これは比較的長期の金融を目的とするもので、この種の銀行がやや専門化されたのは第一次大戦以後のことであった。殊に第二次大戦後、長中期資金の必要性が急激に増大するに至ったので、政府は主として政府金融機関を通じ、財政資金の貸付という形でこれを行ったが、これと平行して民間にもこの種の金融を行わせるために、一九四五年の法律によって、長中期信用銀行という種別を設けたのである。

長中期信用銀行は、少なくとも二カ年以上の貸付を主たる業務とするものであるが、企業に対する投資については預金銀行と同様に、相手企業の資本の一〇%、自己資本の七五%を超えることを禁じられている。またその資金は、自己資本及び二カ年以上の期限を有す

フランス銀行の国有化と信用統制

る債券または預金であって、二カ年以下の預金の受入については国家信用会議の認可を必要とした。この種の銀行に対する統制は比較的強力で、その定款は法律によって定められ、総裁、総支配人は政府によって任命されるものとされている。

註(1) 大月高「欧米諸国の金融制度」(上) P. 234.

## 七

一九四五年一二月の法律の中心的な意義は信用統制の採用であった。フランス銀行及び四大預金銀行を国有化したのも、銀行の類別を明確にしたのも、少なくとも経済的意味に於ては信用統制への素地をつくるものであった。元来フランスに於ては金融もしくは金融機関に対する統制は殆んど存在しなかった。中央銀行の再割引政策によって若干の信用調整は行われたが、中央銀行の市中銀行に対する支配力は比較的稀薄であり、市中銀行の営業に対する法律的制約もなかった。したがって従来フランスの金融界は全く自由に活動することができたのである。一九四五年の法律以前に於て、幾分でも統制に近付いたものとして見られるのは、一九三六年の人民戦線政府によるフランス銀行の改組、一九三八年の公開市場操作の採用、一九四一年ヴィシー政府による産業整備の一部としての銀行整備等に過ぎなかった。従って一九四五年の法律による信用統制の採用は、フランスにとっては劃期的なものといえることができる。

この法律によって直接間接に銀行を統制し、信用の調整を行う機関として定められたものは、国家信用会議、銀行監督委員会、及び銀行協会の三者であった。これらはいずれも一九四一年以来存在したものであったが、一九四五年の法律によって改組され、強力な統制力を与えられて、事実上の政府代行機関となったのである。

#### 国家信用会議 (Conseil National du Crédit)

これは一九四一年に設けられた常設銀行編成委員会の後身で、事実この委員会の機能を継承している点もあるが、一九四五年の法律によって著しくその権限が拡められ、新設の機関の如き観を呈している。国家信用会議の主たる役割は、政府があらゆる経済政策の基礎としての信用政策を決定する場合に、その諮問機関もしくは助言機関となることである。従ってまた大規模な調査、研究も必要であった。これとともに、常設銀行編成委員会から受け継いだ銀行業務に関する規則の制定、銀行よりの訴えに対する裁定等の機能をも有していたのである。元来大多数の国に於ては、貨幣及び信用政策の問題は究極に於て大蔵大臣の責任で、多くの場合中央銀行を通じて行われるものである。しかし一九四五年当時のフランスはあらゆる産業部門に於ける戦後の再建という当面の問題があったばかりでなく、政権は左翼諸派によって占められていたので、計画経済の実施を主張する者 (dirigisme) が支配的であった。その結果、国家信用会議はあらゆる経済政策の基礎としての信用政策の決定に参加するものとして、大蔵大臣よりも寧ろ国民経済大臣の所管に置くべき

であるという声が高かった。実際には幾分緩和された形で実行されたが、その委員の構成からみても明かな如く、この思想はなお失われていないのである。<sup>(1)</sup>

国家信用会議の議長は「政府によって任命される一大臣」とされたが、多くの場合大蔵大臣と国民経済大臣は同一人であったから、この大臣が議長となることが原則である。副議長はフランス銀行総裁が職権によって就任するが、議長は副議長にその権限を委任することができることになっていた。事実上フランス銀行総裁の発言権は極めて大であった。この外に委員は三八名(後には四一名に改正された)とされ、このうち一七名は多少とも国家機関を代表し他は一般経済界を代表するものであった。すなわちその構成は次の通りである。

(1) 信用利用者 (Usagers du Crédit) を代表する者一〇名——次の諸団体よりの推薦により国民経済大臣が任命する。農業団体連合会 (Confédération Générale de l'Agricultural) 二名、農業消費、生産協同組合より各二名、貿易中央会 (Centre national du commerce extérieur) 一名、同職組合会議 (Chambres des Métiers) 一名、商業会議所二名、海上商業会議所同盟 (Union des Chambres de Commerce Maritime) 一名。

(2) 労働団体代表七名——一般的利害関係者として主要労働団体から推薦され、国民経済大臣によって任命される者三名、銀行従業員組合から推薦され、労働大臣によって任命される者四名。

(3) 政府機関代表七名——国民経済省、工業生産省、公共事業並びに運輸省、農業省、復興並びに都市計画省、植民地省、設備近代化融資を目的とするモネ・プラン事務局各一名。

(4) 銀行、金融業者代表七名——国有化銀行三名、銀行協会推薦の民間銀行代表二名、貿易金融業一名、パリ証券仲買人協会一名、いずれも大蔵大臣によって任命される。

(5) 政府金融機関代表七名——預金供託金庫(Caisse des dépôts et Consignation) 理事長、フランス不動産銀行(Crédit Foncier de France) 総裁、復興金融公社(Crédit National) 理事長、全国農業信用金庫(Caisse National de Crédit Agricole) 理事長、海外フランス中央金庫(Caisse Centrale de la France d'Outre-Mer) 理事長、庶民銀行組合会議(Chambre syndicale des banques populaires) 議長、郵政省郵便小切手局(Cheques postaux P.T.T.) 局長<sup>(2)</sup>。

以上の如く国家信用会議は、経済界の極めて広い範囲にわたる代表によって構成され、且つ政府の意思のかなり強く反映する組織であった。そしてその第一の職務とするところは、政府の——大蔵大臣、国民経済大臣等の——政策決定に際しての諮問に応じ、助言もしくは資料を提供することであった。政府の諮問事項については法律によって予め定められているがその範囲は極めて広汎なものである。また調査研究についてはフランス銀行本支店を通じて全国的な調査網を持ち、銀行その他あらゆる機関からの資料の提供を求める

フランス銀行の国有化と信用統制

ことができた。この機能は後に(一九四八年)更に強化され、フランス銀行本店には中央危険調査部(Service Central des risques)、支店には地方危険調査部が置かれることになった。これによって銀行信用の八〇%は国家信用会議の把握するところとなったといわれている。

この外に国家信用会議は、旧常設銀行編成委員会の機能を受けついで、銀行業務に関する諸規則の制定、銀行に対する助言及び監督をもち得る権限を有した。また銀行が銀行管理委員会の決定に異議ある場合、事業銀行が政府委員によってなされた決定に異議ある場合には、その訴によってこれに最終的裁定を下す権限をもちたのである<sup>(2)</sup>。

註(1) J. S. G. Wilson "French Banking Structure and Credit Policy" P. 291.

(2) G. N. Spentzas "Organisation et contrôle du crédit bancaire en France" P. 43—45.

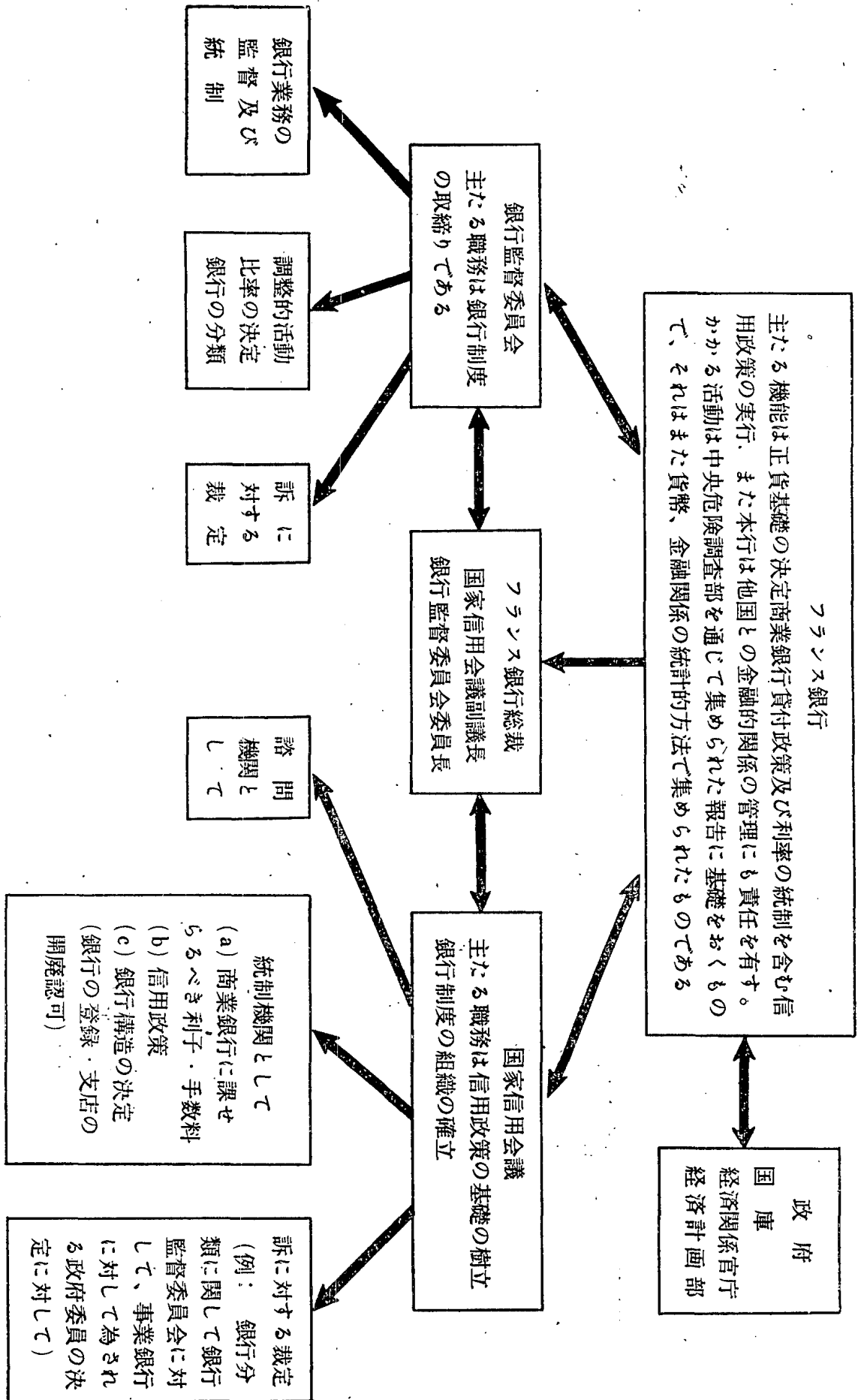
(3) 「フランス銀行国有化法」第一二—一四条。

## 八

銀行監督委員会(Commission de Contrôle des banques)

この委員会も戦時中の一九四一年の法律によって創設されたものであるが、一九四五年一二月の法律によって拡大強化された。最初

# フランスに於ける銀行統制に関する諸機関



は、フランス銀行総裁（委員長として）、常設銀行編成委員会委員長、大蔵省国庫局長の三者によって構成されていたが、新法によって、フランス銀行総裁（委員長として）、参議院財政委員長（President de section des Finance au Conseil d'Etat）、大蔵省国庫局長、国民経済省信用局長、銀行協会代表、銀行従業員組合代表の六名となった。

銀行監督委員会の主たる任務は銀行に対して、法律命令に違反なきかを監視し、違反者に対しては制裁を加えるいわゆる監督権の行使であった。しかしこの外に、自己資本に対する不動産保有率、流動性資産と流動性負債の比率の制定の如き、主として銀行経営上の指示、銀行と金融業者、銀行種別等の決定、国有化銀行の旧株主總會の代行及び監査役の派遣等の任務も行った。

#### 銀行協会 Association Professionnelle des Banques

これも一八七一年頃から存在した「パリ及び地方銀行家組合連合」が一九四一年六月の法律によって、公共的性格を与えられたものであるが、更に一九四五年一二月及び一九五〇年五月の法律によって一そう強化されるに至ったものである。その実行委員会は二〇名よ

り成り、国有化銀行及び大事業銀行、パリの株式会社銀行、パリのその他の銀行、地方の株式会社銀行、地方のその他の銀行等からそれぞれ選出されたものである。<sup>(1)</sup> その任務の第一は銀行相互間の連絡であって、国家信用会議や銀行監督委員会の決定事項はこの協会によって、通達される。第二は国家信用会議等よりの諮問に答えることである。この協会のみが銀行の意思を国家信用会議に向って表明し、これを通して信用統制に発言し得るのである。

以上の如き三団体と、フランス銀行、政府（大蔵省及び国民経済省）が、相互に緊密な関係を保ちながら、今日のフランスの金融政策を決定し、実行しているのである。その成果は将来にまたなければならぬであろうが、第二次大戦直後の荒廃した産業の復興に当って、計画的な融資や財政的安定を実行するためには、確かに効果を挙げているのである。最後にこれらの諸機関の相互関係とそれぞれの主たる役割とをフランス銀行を中心として簡単な図表を以て示せば四二頁に掲げた通りである。<sup>(1)</sup>

註(1) J. S. G. Wilson "French Banking Structure and Credit Policy" P. 290.